

五号に掲げる金額が増加したときは、その増加した部分の金額のうち当該更正に係る仮装経理法人税額に達するまでの金額については、前条第二項の規定は、適用しない。ただし、同条第三項に規定する延滞税がある場合における同項の規定の適用については、この限りでない。

第一百三十八条第六号中「除く」を「除き、債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む」に改める。

第一百四十二条中「第四十六条」を「第二十三条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）、第三十九条の二（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）、第四十六条」に改める。

第一百四十五条第二項の表第七十二条第三項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）の項中「第六十九条第十六項」を「第六十九条第十項」に、「同条第十七項」を「同条第十一項」に、「同条第十八項中「確定申告書」」を「同条第十二項中「確定申告書若しくは」」に、「確定申告書」を「確定申告書若しくは」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第三条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三十五号(一)中「(二)に」を「(四)に」に改め、同号(十)中「(昭和二十七年法律第百八十七号)」を削り、同号(十)を同号(四)とし、同号(一)から(九)までを同号(四)から(三)までとし、同号(一)の次に次のように加える。

(二) 銀行法第五十二条の二第一項（外国銀行代理業務に係る認可等）の外国銀行代理業務の認可

認可件数 一件につき十五万円

(三) 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第六条

認可件数 一件につき十五万円

の三第一項（外国銀行代理業務に係る認可等）の外国銀行代理業務の認可

理業務の認可

別表第一第四十号中「免許」を「免許、算定割当量に係る取引等を行う市場の開設の認可」に改め、同号(八)を同号(九)とし、同号(一)から(七)までを同号(三)から(八)までとし、同号(一)の次に次のように加える。

(二) 金融商品取引法第八十七条の二第一項ただし書（算定割当

認可件数 一件につき十五万円

量に係る取引等を行う市場の開設の認可）の認可

(地方道路税法の一部改正)

第四条 地方道路税法（昭和三十年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方揮発油税法

第一条中「、道路に関する費用に充てる」を削り、「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

第三条から第七条までの規定中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

第八条第一項及び第二項中「地方道路税額」を「地方揮発油税額」に改める。

第九条の見出しを「（戻入れの場合の地方揮発油税の控除等）」に改め、同条第一項及び第二項中「地方道路税額」を「地方揮発油税額」に改める。

第十条第一項中「地方道路税及び」を「地方揮発油税及び」に、「地方道路税額」を「地方揮発油税額」に、「地方道路税に」を「地方揮発油税に」に改める。

第十一條第一項、第十二条から第十四条まで並びに第十四条の二第一項及び第二項中「地方道路税」を「地方揮発油税」に改める。

第十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号中「地方道路税を免かれ、又は免か

れ」を「地方揮発油税を免れ、又は免れ」に改め、同条第二項中「対する地方道路税」を「対する地方揮発油税」に、「こえるとき」を「超えるとき」に、「こえ当該地方道路税」を「超え当該地方揮発油税」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)」を
「第六款 居住用財産の譲渡所得の特別控除(第三十五条)」を
第六款の二 特定の土地等の
得の特別控除(第三十五条)

長期譲渡所得の特別控除(第三十五条の二) に、「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」

〔第二款 削除〕

に、

第三款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例(第四十条の十一第四十条の十二) を「第二款 特殊関係株主等である居住者に係る特定外国法人に係る所得の課税

の特例（第四十条の七—第四十条の九）」に、「第三章 法人税法の特例

第一節 特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二

「第三章 法人税法の特例

条の四—第五十四条）」を 第一節 中小企業者等の法人税率の特例（第四十二条の三の二）

第一節の二 特別税額控除及び減価償却の特例（第四十二条の四—第五十

に、「第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除（第六十五条の三—第六十五条
四条）」

「第二款 特定事業の用地買収等の場合の所得の特別控除（第六十五条の三—第六十五条の
の五）」を 第二款の二 特定の長期所有土地等の所得の特別控除（第六十五条の五の二）

五) に、「第二款 削除

第三款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六

十六条の九の六—第六十六条の九の九）」

を「第二款 特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法

人に係る所得の課税の特例（第六十六条の九の二—第六十六条の九の五）」に、「第九節 削除」を「第

九節 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例（第六十八条の八）」に、「第二款 特定事業の用

地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八条の七十四—第六十八条の七十六）」を「第二款 特

定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八条の七十四—第六十八条の七十六）

特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除（第六十八条の七十六の二）

「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五の四」に、
「第二款 削除

第三款 特殊関係株主等である連結法

「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五の四」に、

人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十三の六—第六十八条の九十三の九）」
を「第二款 特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例（第六十八条の

九十三の二—第六十八条の九十三の五)」に、「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に、「第九十条の十二」を「第九十条の十三」に改める。

第一条中「地方道路税」を「地方揮発油税」に、「地方道路税法」を「地方揮発油税法」に改める。

第七条中「支払う利子」の下に「(債券の買戻又は売戻条件付売買取引として政令で定めるものから生ずる差益として政令で定めるものを含む。)」を加える。

第八条の四第四項中「する者」の下に「(これに準ずる者として政令で定めるものを含む。)」を加える。

第九条の三の二第一項中「限る」の下に「ものとし、第九条の四の二第一項の規定の適用を受ける収益の分配を除く」を加える。

第九条の四の次に次の一条を加える。

(上場証券投資信託の償還金等に係る課税の特例)

第九条の四の二 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人が国内において公社債投資信託以外の

証券投資信託（その設定に係る受益権の募集が次条第一項に規定する公募により行われたもののうち、その受益権が金融商品取引法第二条第十六条に規定する金融商品取引所に上場されていることその他の政令で定める要件に該当するものに限るものとし、特定株式投資信託を除く。次項及び第四項において「上場証券投資信託」という。）の終了又は一部の解約により支払を受ける収益の分配については、所得税法第百七十四条、第百七十五条、第百七十八条、第百七十九条及び第二百十二条第一項から第三項までの規定は、適用しない。

2 内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人に対し国内において上場証券投資信託の終了（当該上場証券投資信託の信託の併合に係るものである場合にあつては、当該上場証券投資信託の受益者に当該信託の併合に係る新たな信託の受益権以外の資産（信託の併合に反対する当該受益者に対するその買取請求に基づづく対価として交付される金銭その他の資産を除く。）の交付がされた信託の併合に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は一部の解約により金銭その他の資産（以下この項から第四項までにおいて「償還金等」という。）の支払をする者は、当該償還金等の支払を受ける内国法人又は国内に恒久的施設を有する外国法人の各法人別に、その法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在

地、当該償還金等の額その他の財務省令で定める事項を記載した調書（次項及び第四項において「上場証券投資信託の償還金等の支払調書」という。）を、その上場証券投資信託の終了又は一部の解約がなされた日の属する月の翌月末日までに、当該支払をする者の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

3 償還金等の支払をする者は、政令で定めるところにより前項の税務署長の承認を受けた場合には、同項の規定により上場証券投資信託の償還金等の支払調書に記載すべきものとされる事項を記録した光ディスク、磁気テープその他の財務省令で定める記録用の媒体（以下この項において「光ディスク等」という。）の提出をもつて前項の規定による上場証券投資信託の償還金等の支払調書の提出に代えることができる。この場合における同項及び次項並びに第四十二条の三の規定の適用については、当該光ディスク等は、上場証券投資信託の償還金等の支払調書とみなす。

4 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、上場証券投資信託の償還金等の支払調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該上場証券投資信託の償還金等の支払調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の償還金等の支払に係る上場証券投資信託に関する帳簿書類（その作成又は保存に

代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人との知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この章において同じ。）その他の物件を検査することができる。

5 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、前項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第四項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第九条の五第一項中「特定株式投資信託」の下に「及び前条第一項に規定する上場証券投資信託」を加える。

第九条の五の二第七項各号中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

第九条の六第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

第十条の二第一項中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、「場合を除く。第三項」の下に「及び第六項」を加え、「第九項」を「第十一項」に、「額とその」を「額と特別

償却限度額（当該エネルギー需給構造改革推進設備の」に改め、「相当する金額」の下に「をいう。」）を加え、同条第十項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項を同条第十項とし、同条第七項中「及び第二項」を「第一項、第六項及び第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第一項」の下に「及び第六項」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 青色申告書を提出する個人が、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十日までの間にエネルギー需給構造改革推進設備を取得し、又はエネルギー需給構造改革推進設備を製作し、若しくは建設して、これをその取得し、又は製作し、若しくは建設した日から一年以内に国内にある当該個人の事業の用に供した場合における第一項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該エネルギー需給構造改革推進設備の取得価額から当該エネルギー需給構造改革推進設備について所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額とする。

7 個人の有するエネルギー需給構造改革推進設備で前項の規定の適用を受けたものに係る第二項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは、「前項又は第六項」とする。

第十条の四第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「平成二十一年」を「平成二十一年から平成二十三年までの各年」に改める。

第十条の六第一項中「その取得価額」を「当該情報基盤強化設備等の取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額（第三項において「基準取得価額」という。）」に改め、同条第三項中「取得価額の合計額の」を「基準取得価額の合計額の」に改める。

第十一条第一項の表の第二号中「往来するもの」の下に「（以下この号において「外航船舶」といいう。）」を、「定めるもの」の下に「及び当該船舶のうち環境への負荷の低減に著しく資するものとして政令で定めるもの（外航船舶を除く。）」を加える。

第十一条の二第一項の表の第一号中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「百分の八」を「百分の二十」に改める。

第十一条の三の見出しを「（事業革新設備等の特別償却）」に改め、同条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二条第八項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三

十一号) 第二条第九項」に、「この条」を「この項及び第四項」に、「産業活力再生特別措置法第二条第十項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十一項」に、「第四号若しくは第五号」を「第三号」に、「百分の三十」を「百分の二十五」に改め、同項第一号中「産業活力再生特別措置法」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」に、「第二条第二項第二号」を「第二条第四項第二号」に改め、「(第四号において「事業革新」という。)」を削り、同項第二号を削り、同項第三号中「産業活力再生特別措置法第九条第一項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第七条第一項」に、「第十条第一項」を「第八条第一項」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号を削り、同項第五号中「産業活力再生特別措置法第十二条第一項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第九条第一項」に、「第十四条第一項」を「第十条第一項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第六号中「産業活力再生特別措置法第十六条第一項」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十四条第一項」に、「第十七条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「計算する場合」の下に「又は第二項の規定の適用を受

ける資源需給構造変化対応設備等の償却費の額を計算する場合」を、「第十一条の三第一項本文」の下に「又は第二項本文」を加え、同項を同条第四項とし、同項の次に次の二項を加える。

5 個人の有する資源需給構造変化対応設備等で第三項の規定の適用を受けたものに係る前項の規定の適用については、同項中「又は第二項の」とあるのは「又は第二項若しくは前項の」と、「第二項本文」とあるのは「第二項本文若しくは第三項」とする。

第十一条の三第一項の次に次の二項を加える。

2 青色申告書を提出する個人で次の各号に掲げるものが、我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日（次項において「新特別措置法施行日」という。）から平成二十四年三月三十一日までの間に、その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのない当該各号に定める機械及び装置その他の減価償却資産（以下この項から第五項までにおいて「資源需給構造変化対応設備等」という。）を取得し、又は資源需給構造変化対応設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の営む事業の用（貸付けの用を除く。次項において同じ。）に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該資源需

給構造変化対応設備等をその事業の用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その事業の用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上当該資源需給構造変化対応設備等の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該資源需給構造変化対応設備等について同項の規定により計算した償却費の額と特別償却限度額（当該資源需給構造変化対応設備等の取得価額の百分の三十（建物及びその附属設備については、百分の十五）に相当する金額をいう。）との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該資源需給構造変化対応設備等の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

一 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十一条第一項に規定する資源生産性革新計画（同条第四項の規定に基づき同法第二条第十二項に規定する資源生産性革新設備等を導入する旨の記載があるものに限る。）について同法第十二条第一項に規定する認定（同法第十二条第一項の認定を含む。）を受けた個人 当該資源生産性革新設備等

二 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第十六条第一項に規定する資源制約対応製

品生産設備導入計画について同項に規定する認定（同法第十七条第一項の認定を含む。）を受けた個人 当該資源制約対応製品生産設備導入計画に記載された同法第二条第十三項に規定する資源制約対応製品生産設備

3 青色申告書を提出する個人が、新特別措置法施行日から平成二十三年三月三十一日までの間に資源需給構造変化対応設備等を取得し、又は資源需給構造変化対応設備等を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該個人の営む事業の用に供した場合における前項に規定する特別償却限度額は、同項の規定にかかわらず、当該資源需給構造変化対応設備等の取得価額から当該資源需給構造変化対応設備等について所得税法第四十九条第一項の規定により計算した償却費の額を控除した金額に相当する金額とする。

第十一条の五第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第十一条の六の次に次の一条を加える。

（新用途米穀加工品等製造設備の特別償却）

第十一条の七 青色申告書を提出する個人で米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法

律第 号) 第四条第一項に規定する生産製造連携事業計画（以下この項において「生産製造連携事業計画」という。）について同条第一項の認定を受けたものが、同法の施行の日から平成二十三年三月三十日までの間に、当該認定に係る生産製造連携事業計画（同法第五条第一項の規定による変更の認定又は同条第二項の規定による変更の届出があつたときは、その変更後のもの）に記載された機械及び装置（新用途米穀加工品（同法第二条第一項に規定する新用途米穀加工品をいう。以下この項において同じ。）又は新用途米穀加工品を原材料とする加工品の製造以外に使用することができないものとして政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において「新用途米穀加工品等製造設備」という。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は新用途米穀加工品等製造設備を製作して、これを当該個人の同法第二条第七項に規定する生産製造連携事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該新用途米穀加工品等製造設備をその用に供した場合を除く。）には、その用に供した日の属する年における当該個人の事業所得の金額の計算上当該新用途米穀加工品等製造設備の償却費として必要経費に算入する金額は、所得税法第四十九条第一項の規定にかかわらず、当該新用途米穀加工品等製造設備について同項の規定により計算した償却費の額とその取得価額の百分の三十

に相当する金額との合計額以下の金額で当該個人が必要経費として計算した金額とする。ただし、当該新用途米穀加工品等製造設備の償却費として同項の規定により必要経費に算入される金額を下ることはできない。

2 第十一条第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける新用途米穀加工品等製造設備の償却費の額を計算する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「その合計償却限度額」とあるのは、「第十一条の七第一項本文の規定により必要経費に算入することができる償却費の限度額」と読み替えるものとする。

3 第十一条第三項の規定は、前二項の規定を適用する場合について準用する。

第十二条第一項の表の第一号二中「水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）第三条第一項」を「山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）第七条第一項」に、「水源地域として」を「振興山村として」に改め、「のうち政令で定める地区」を削る。

第十二条の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項第一号中「で政令」を「（政令で定める規模のものに限る。）のうち、高度な医療の提供に資するもの又は

先進的なものとして政令」に改め、「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項に次の一号を加える。

三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第一号に規定する新型インフルエンザに係る医療の提供を目的とする病床の確保に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの 百分の二十

第十二条の二第一項及び第十三条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第十四条第二項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に、「第三十四条に規定する」を「第三十七条の」に、「の百分の百二十八（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百四十）に相当する金額」を「に、次の各号に掲げる高齢者向け優良賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十条第三項各号に掲げる事項が記載された同法第三十四条に規定する認定計画（同条に規定する認定支援施設のうち財務省令で定めるものの記載があるもの

に限る。）に基づき整備が行われた高齢者向け優良賃貸住宅 百分の百四十（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における所得税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年以上であるものについては、百分の百五十五）

二 高齢者向け優良賃貸住宅で前号に掲げるもの以外のもの 百分の百二十（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百二十八）
第十四条の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第二項第一号中「（政令で定める部分を除く。）」を「のうち市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に著しく資する建築物として政令で定めるもの」に改める。

第十五条第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。

第二十条の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同項の表の第二号中「石炭等（石炭その他政令で定める鉱物をいう。以下この条において同じ。）」を「石炭」に、「石炭等の」を「石炭の」に、「露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場」に、「露天石炭等採掘災害防止費用」を「露天石炭採掘災害防止費用」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二 特定災害防止準備金が露天石炭採掘災害防止費用の支出に備えるため積み立てられる場合 次に掲げる金額のうち最も低い金額

イ 当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額（以下この号及び次項において「露天石炭採掘災害防止費用の見積額」という。）のうち当該露天石炭採掘場における石炭の採掘の期間又は当該露天石炭採掘場に係る採掘予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ その年十二月三十一日において、当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の支出に備えるため当該個人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、その年の前年十二月三十一日における当該露天石炭採掘場に係る当該信託財産の額を控除した金額

ハ 当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の見積額から、その年十二月三十一日におけるその年の前年から繰り越された当該露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の金額を控除した金額

第二十条の二第三項中「おける当該露天石炭等採掘場」を「おける当該露天石炭採掘場」に、「露天石

炭等採掘場の露天石炭等採掘災害防止費用の見積額と当該露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場の露天石炭採掘災害防止費用の見積額と当該露天石炭等採掘場」に改め、同条第四項中「露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場」に、「露天石炭等採掘災害防止費用」を「露天石炭採掘災害防止費用」に改め、同条第五項第一号中「露天石炭等採掘場」を「露天石炭採掘場」に、「石炭等の」を「石炭の」に改める。

第二十四条の二第一項中「第三項」の下に「及び第七項」を加え、「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第三項第三号中「事業を」を「事業の全部を譲渡し、又は」に改め、「その」の下に「譲渡し、又は」を加え、同条第四項中「第六項」を「第六項から第八項まで」に改め、同条第七項中「前二項」を「第五項、第六項及び前項」に改め、「第四項まで」の下に「、第七項及び第八項」を加え、同項を同条第十項とし、同条第六項の次に次の三項を加える。

7 第一項の農業経営基盤強化準備金を積み立てている個人（所得税法第二条第一項第二十九号に規定する特別障害者に該当する者に限る。）の推定相続人（当該農業経営基盤強化準備金に係る認定計画の認定農業者である者に限る。）が当該農業経営基盤強化準備金に係る事業の全部を譲り受けた場合（その事業の全部を譲り受けた日の属する年において当該個人が第三項第一号、第二号又は第四号に掲げる場

合に該当する場合を除く。)において、当該推定相続人が、その事業の全部を譲り受けた日の属する年分の所得税につき、青色申告書を提出することができる者又は青色申告書の承認申請書を提出した者であるときは、その事業の全部を譲り受けた日における農業経営基盤強化準備金の金額は、当該推定相続人に係る農業経営基盤強化準備金の金額とみなす。この場合において、当該個人については、第三項の規定は、適用しない。

8 前項に規定する推定相続人が同項に規定する事業の全部を譲り受けた日の属する年分の所得税につき青色申告書の承認申請書を提出した者である場合において、その申請が却下されたときは、第三項及び前項の規定にかかわらず、その却下の日における同項の農業経営基盤強化準備金の金額は、当該推定相続人に係る同項に規定する個人の当該事業の全部を譲渡した日の属する年分の事業所得の金額の計算上、総収入金額に算入する。

9 第七項の規定は、同項に規定する推定相続人の確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、当該推定相続人に係る同項の個人の第一項の農業経営基盤強化準備金として同項の規定により積み立てた金額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用す

る。

第二十六条第二項第三号中「（平成十年法律第百十四号）」を削る。

第二十八条の四第六項中「平成二十年十二月三十日」を「平成二十五年十二月三十日」に改める。

第二十九条の二第九項中「（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この章において同じ。）」を削る。

第三十条の二第一項中「平成二十一年」を「平成二十三年」に改める。

第三十一条の二第一項中「平成二十年十二月三十日」を「平成二十五年十二月三十日」に改め、同条第二項第十号中「第十二号又は第十四号から第十七号まで」を「又は第十一号から第十六号まで」に改め、同項第十一号中「次号又は第十四号から第十七号まで」を「又は次号から第十六号まで」に改め、同項第十三号を削り、同項第十四号中「第十二号」を「前号」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同項第十六号中「第十二号又は前二号」を「又は前三号」に改め、同

号を同項第十五号とし、同項第十七号中「第十二号又は前二号」を「又は第十二号から前号まで」に改め、同号を同項第十六号とし、同条第三項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に、「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第四項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改め、同条第五項中「第十五号」を「第十四号」に、「同項第十六号」を「同項第十五号」に、「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第七項中「第七号」を「第十六号」に改める。

第三十一条の三第一項中「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改める。

第三十三条第一項中「第三十七条の九の二まで」の下に「及び第三十七条の九の五」を加え、「及び第三十五条第一項第一号」を「第三十五条第一項第一号及び第三十五条の二第一項」に、「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改め、同条第三項第一号中「第三十七条の九まで」の下に「及び第三十七条の九の五」を加える。

第三十三条の二第三項中「及び第三十七条の九」を「第三十七条の九及び第三十七条の九の五第八項」に改める。

第三十三条の四第三項第一号中「同項第三号」を「同項第六号」に改める。

第三十四条第一項中「又は第三十七条の九の三」を「第三十七条の九の三又は第三十七条の九の五」に改め、同条第二項第三号中「第五条第二項若しくは」を「第五条第二項又は」に改め、「又は農地法第七十五条の八第一項の裁定により買い取られる場合」を削る。

第三十四条の二第一項中「又は第三十七条の九の三」を「第三十七条の九の三又は第三十七条の九の五」に改め、同条第二項第三号中「平成二十年十一月三十日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同項第十三号イを次のように改める。

イ 商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第号）第五条第三項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づく同法第二条第二項に規定する商店街活性化事業又は同法第七条第三項に規定する認定商店街活性化支援事業計画に基づく同法第二条第三項に規定する商店街活性化支援事業

第三十四条の二第二項第二十五号中「農地保有合理化法人」の下に「又は農地利用集積円滑化団体」を加える。

第三十四条の三第一項中「又は第三十七条の九の三」を「第三十七条の九の三又は第三十七条の九の五」に改め、同条第二項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十五条第一項中「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改める。

第二章第四節第六款の次に次の一款を加える。

第六款の二 特定の土地等の長期譲渡所得の特別控除

第三十五条の二 個人が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十日までの間に取得（当該個人の配偶者その他の当該個人と政令で定める特別の関係がある者からの取得並びに相続、遺贈、贈与及び交換によるものその他政令で定めるものを除く。）をした国内にある土地又は土地の上に存する権利（以下この項及び次項において「土地等」という。）で、その年一月一日において第三十一条第二項に規定する所有期間が五年を超えるものの譲渡をした場合には、その者がその年中にその譲渡をした土地等の全部又は一部につき第三十三条から第三十三条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四、第三十七条の七又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四までの規

定の適用を受ける場合を除き、これらの全部の土地等の譲渡に対する第三十一条の規定の適用について
は、同条第一項中「長期譲渡所得の金額（）」とあるのは、「長期譲渡所得の金額から千万円（長期譲渡
所得の金額のうち第三十五条の二第一項の規定に該当する土地等の譲渡に係る部分の金額が千万円に満
たない場合には、当該土地等の譲渡に係る部分の金額）」を控除した金額（）とする。

2 前項の土地等の譲渡には、譲渡所得の基準となる不動産等の貸付けを含むものとし、所得税法第五十
八条の規定又は第三十三条の四若しくは第三十四条から前条までの規定の適用を受ける譲渡を含まない
ものとする。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受け
る旨の記載があり、かつ、同項の規定に該当する旨を証する書類として財務省令で定めるものの添付が
ある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前項の記載若しくは添付がない確定申告書の提出
があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添付がなかつたことについてやむを得ない事情が
あると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の財務省令で定める書類の提出があつた場合に限

り、第一項の規定を適用することができる。

第三十六条中「第三十四条の三第一項」の下に「第三十五条第一項」を加える。

第三十六条の二第一項中「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改める。

第三十七条第一項の表以外の部分中「（次の表の第十六号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十年十二月三十日）」を削り、「第三十七条の五まで」の下に「及び第三十七条の九の五」を加え、同表の第一号中「平成三年三月三十一日以前に当該個人により取得（同日後の相続による取得その他の政令で定めるものを含む。）がされた資産（平成十四年一月一日以後に譲渡されるものにあつては」を削り、「超えるものとし、」を「超えるもの（に改め、同表の第十三号中「同項第二号」を「同項第一号」に改め、同条第三項及び第四項中「（第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十年十二月三十日）までの間に同表」を「までの間に第一項の表」に改め、同条第十項中「平成二十年十二月三十日」を「平成二十三年十二月三十日」に改める。

第三十七条の四中「（第三十七条第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十年十二月三十日）」を削り、「同表」を「第三十七条第一項の表」に改める。

第三十七条の五第一項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改め、同条第二項の表第三十七条第四項の項中「（第一項の表の第十六号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十年十一月三十一日）までの間に同表」を「までの間に第一項の表」に改める。

第三十七条の六第一項第一号及び第二号中「第三十七条」を「第三十五条の二、第三十七条」に改め、同項第三号中「第三十五条」を「第三十五条の二」に改める。

第三十七条の七第一項第二号中「大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法」の下に「（昭和六十三年法律第四十七号）」を加え、同条第三項及び第六項中「第三十四条の二第一項」の下に「又は第三十五条の二第一項」を加える。

第三十七条の九の二第一項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改め、同条第三項中「又は第三十四条の二第一項」を「第三十四条の二第一項又は第三十五条の二第一項」に改め、同条第四項の表第三十七条の七第六項の項中「又は第三十四条の二第一項」を「第三十四条の二第一項」に改める。

第二章第四節第八款中第三十七条の九の四の次に次の一条を加える。